

第2章 災害予防

津波対策においては、津波からの避難を徹底することが、人的被害を防ぐ上で何より大切なことから、津波からの避難等にかかわる予防対策を定める。

第1節 津波避難計画（全体計画）

津波避難計画（全体計画）は、市民等が津波からできるだけ短時間で避難が可能となるよう、津波避難にかかわる基本的な考え方や広域避難場所、避難道路、避難方法等について定める。

1 津波からの避難にかかわる基本的な考え方

津波から身を守るためには、津波に対して安全な地域に迅速かつ的確に避難することが重要となる。このような中、本市において、想定される第1波の津波到達までに予想される時間は、地震発生後約90分である。

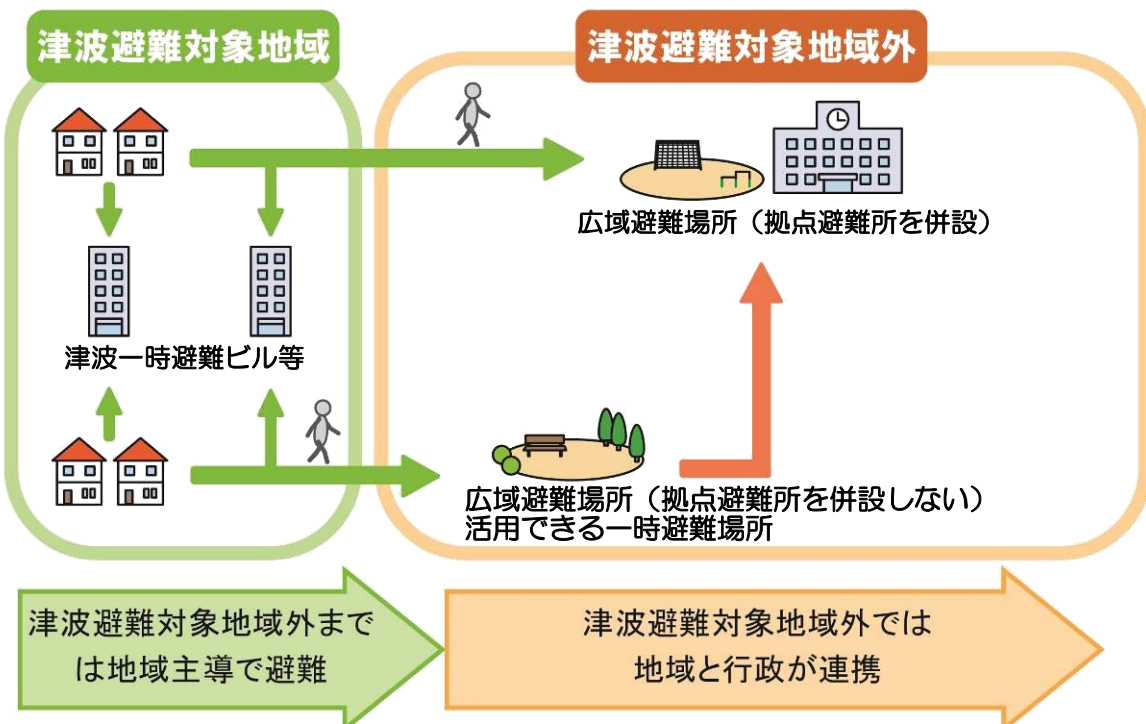
このため、市民一人ひとりが「津波から逃げる」意識を高め、地震発生後、速やかに原則徒歩での避難行動を開始し、遅くとも90分以内には、津波避難対象地域を逃れ、「津波避難道路」等を利用し、より高い場所にある「広域避難場所（拠点避難所を併設）」に避難することを津波避難の基本的な考え方とする。

ただし、自力での避難が難しい場合や逃げ遅れた場合等で、時間内に避難が困難な場合には、「津波一時避難ビル」等の緊急一時的な避難施設等への垂直避難を行う。

また、地震・津波等による甚大な被害を受けた場合には、家を失った人や高齢者、障害者、乳幼児等がいる家庭を優先し、小中学校等の「拠点避難所等」に避難する。

なお、津波からの避難行動においては、当事者である住民等の主体性が重要となることから、地域主導による避難を基本として、市は地域防災力の強化に努めるものとする。

【津波避難にかかわる計画体系図】



2 津波避難対象地域

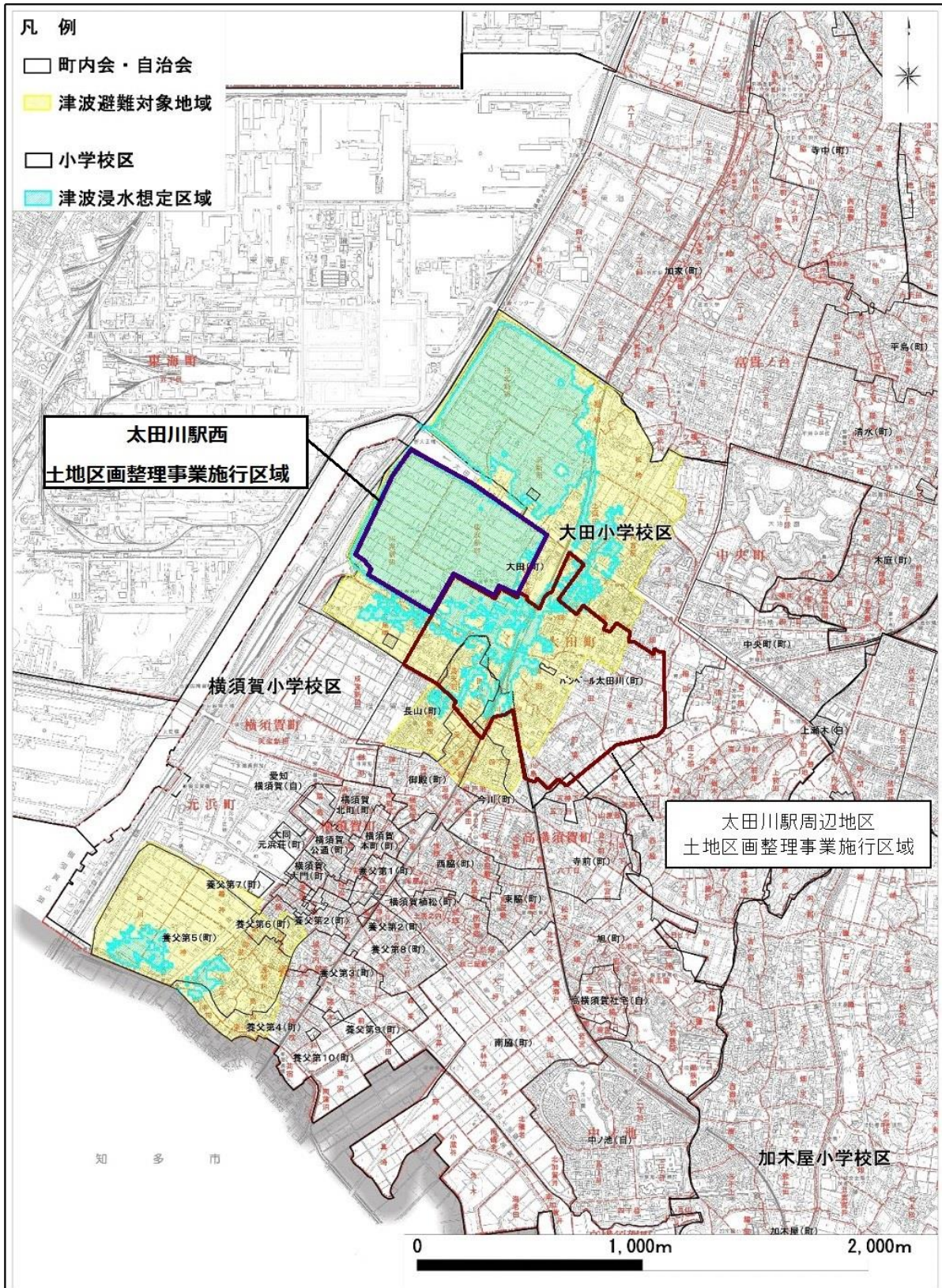
(1) 津波避難対象地域の設定

津波避難対象地域は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討されたマグニチュード9.1クラスの地震に伴う津波による津波浸水分布図を基に、愛知県が公表した津波浸水想定（平成26年（2014年）11月26日）及び、愛知県が指定した津波災害警戒区域（令和元年（2019年）7月30日）に基づくとともに、本市における「避難情報の判断・伝達マニュアル（策定中）」との整合も図り、以下のとおり設定する。なお、津波避難対象地域は、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波災害警戒区域よりも広い範囲で設定する。

【津波避難対象地域一覧】

小学校区	面積 (ha)	想定浸水深 (m)	町内会・自治会の一部又は全部	町字	
				町	字
緑陽	194	～5	南柴田(町) 北犬山(町) 一番畑(町) 上名和第1(町)	南柴田町	イノ割、ロノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割、ヲノ割
				名和町	新屋敷、下新屋敷、一ノ井上、一番割上、一番割中、一番割下、二三ノ井上、二番割上、二番割中、二番割下、三番割上、三番割中、三番割下、四番割、五番割、五ノ横物、一丁目、二丁目、三丁目、汐田西、背戸田、一番畑、トメキ、蓮池、石田、石谷、切戸、汐田東、寝覚、後酉
名和	79	～5	上名和第2(町) 北脇(町) 南脇(町)	名和町	北本郷、北三ヶ月、龍ノ脇、南三ヶ月、榎戸、北脇、三ヶ月外、中屋敷、家下、浜須賀、欠ノ脇、天王前、一ノ下、北埋田、中埋田
				浅山	二丁目、三丁目
大田	164	～5	大田(町)	大田町	川北新田、堀切、浜新田、松崎、上浜田、神宮前、天尾崎、後田、蟹田、川島、川南新田、郷中、汐田、下浜田、後浜新田
横須賀	69	～2	長山(町) 今川(町) 御殿(町)	高横須賀町	四丁目、御洲浜、踊場、尾之松川田、栗ノ木、呉天石、葎山、町新田
			養父第2(町) 養父第4(町) 養父第5(町) 養父第6(町)	養父町	義神、正神、中川、釈迦御堂、南堀畑、浅間前、八王子、島ノ内、東川向、西川向

【津波避難対象地域設定図 (2/2)】



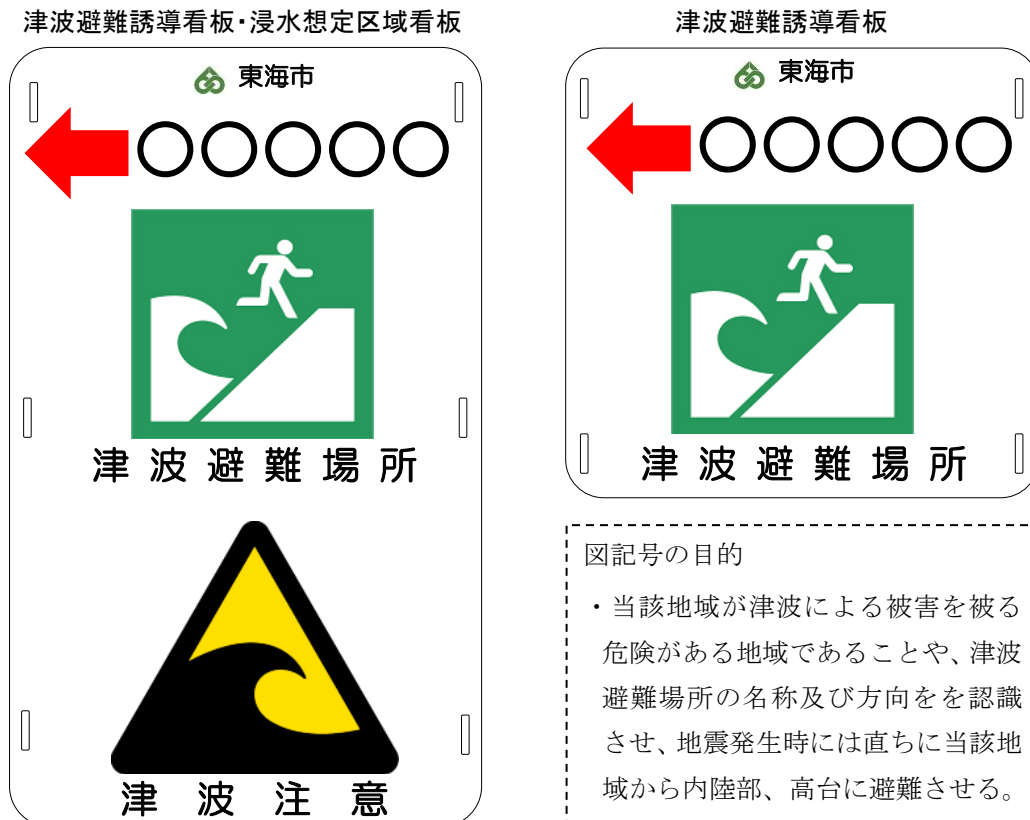
(2) 津波避難対象地域での取組み

津波避難対象地域については、津波に対する啓発等に関する以下のような取組みを行う。

■ 津波避難対象地域での啓発

- a. 津波避難訓練の実施
- b. 津波避難誘導看板等の設置
- c. 津波の注意標識の表示

参考：津波避難誘導看板等の図記号



日本工業規格：JIS Z 8210 案内用図記号

3 広域避難場所・避難道路

(1) 広域避難場所・避難道路の考え方

ア 広域避難場所

市は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、津波に対する安全性、機能的性が確保される以下の基準を満たす場所を広域避難場所として活用する。併せて、活用が可能な一時避難場所を使用する。

■ 広域避難場所の選定の考え方

大震災の場合、消火活動に阻害要素が考えられる密集市街地では、火災の延焼が心配されるので、市長は、市民の生命及び身体の安全を確保するため、必要に応じ、おおむね次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておく。

- a. 広域避難場所は、大震火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校舎を含む）、公共空地等が適当と考えられる。
- b. 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2平方メートル以上とする。
- c. 広域避難場所は、要避難地区住民の全ての住民を収容できるよう配置する。
- d. 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2パーセント未満であり、かつ、散在していなければならない。
- e. 広域避難場所は、大規模なげけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- f. 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、原則として純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5パーセント程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れているところとする。
- g. 地区分けをする場合においては、小学校区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川などを境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ 津波避難道路

市は、津波避難対象地域の住民等が広域避難場所に迅速かつ安全に避難できるよう、避難道路としての安全性、機能的性を考慮し、災害対策用緊急輸送道路の活用を基本として、以下の点に留意した津波避難道路の選定を行う。

■ 津波避難道路の考え方

- a. 津波被害が想定される海岸域を起点とし、津波の進行方向と同方向で広域避難場所に導くことが可能なこと。
- b. 避難にかかわる以下のような危険箇所の回避が可能なこと。
 - ・ 津波の遡上のおそれがある河川沿い
 - ・ 地震発生により土砂災害等の危険性が高まる箇所
 - ・ 大規模地震時に長時間遮断のおそれのある踏切
 - ・ 河川横断がある場合の未耐震の橋梁

(2) 避難者数の想定

広域避難場所、避難道路を設定するにあたり、その収容量を確保する必要があるため、避難者数を想定する。

避難者数は、津波災害に対し避難が必要な津波避難対象地域内の住民、従業者のほか、地震等による被害が想定される津波避難対象地域外の避難者を加えたもので想定する。

臨海部の地域において、小学校区別に想定される避難者数は以下のとおりである。

【想定避難者数】

小学校区	避難者（人）				うち津波避難対象地域内の避難行動要支援者※4 (人)
	津波避難対象地域		津波避難対象地域外※3	計	
	住民※1	従業者※2			
緑陽	4,514	3,497	642	8,653	65 (168) (390)
名和	1,436	1,669	1,609	4,714	39 (83) (181)
平洲	0	0	2,296	2,296	0 (0) (0)
大田	3,630	1,688	632	5,950	63 (160) (362)
横須賀	2,084	531	2,201	4,816	45 (107) (217)
計	11,664	7,385	7,380	26,429	212 (518) (1,150)

※1 津波避難対象地域内の町字別人口（住民基本台帳（平成27年（2015年）3月31日現在））

※2 従業者数（経済センサス（平成24年（2012年）調査））

※3 津波避難対象地域外の人口の15%（地震被害想定支援マニュアル（内閣府）の神戸市長田区事例）

※4 上段は災害時避難行動要支援者登録者数

中段（ ）は平成22年（2010年）国勢調査から推計した高齢者単身者数に災害時要援護者支援制度の障害者、要介護者を加えた数

下段（ ）は平成22年（2010年）国勢調査から推計した高齢者のみ世帯の人数に災害時要援護者支援制度の障害者、要介護者を加えた数

※高齢単身者等には災害時避難行動要支援者登録者との一部重複がある

(3) 広域避難場所・避難道路の選定

広域避難場所・避難道路の考え方及び避難者数の想定に基づき、津波避難対象地域内を含む5小学校区における広域避難場所・避難道路について、以下のように選定する。なお、大田小学校区及び横須賀小学校区については、複数の避難道路となるため、避難道路ごとに区分するものとする。

【避難場所・避難道路の選定】

小学校区	津波避難対象地域	一時避難場所	広域避難場所		津波避難道路
			拠点避難所を併設する	拠点避難所を併設しない	
緑陽	南柴田町、 名和町の一部 8,653人 [8,011人]	—			
名和	名和町の一部 浅山二丁目及び三丁目 4,714人 [2,509人]	ファミリーマート東海 関東山店駐車場 (18.4m) 830人	名和中学校 (22.8m) 7,710人		国道247号 県道55号線 (名古屋半田線) 国道302号 及び拠点避難場所 へ連絡する市道
		JA あいち知多 名和出荷場 (8.8m) 650人	名和小学校 (15.5m) 4,240人		
		パチンコ バッファロー駐車場 (22.0m) 3,890人			
平洲	— 2,296人 [0人]	JA あいち知多 上野支店駐車場 (16.6m) 810人	上野中学校 (19.3m) 5,940人	聚楽園公園 (20.5m) 4,350人	県道249号線 (長草東海線) 及び拠点避難場所 へ連絡する市道
大田	大田町の一部 1,796人 [1,418人]	—	平洲中学校 (22.7m) 6,510人	加家公園 (17.3m) 480人	都市計画道路有松線 市道浜新田6号線 市道中央1号線 及び拠点避難場所 へ連絡する市道
	大田町の一部 4,154人 [3,900人]	—	横須賀 中学校 (25.1m) 15,080人		市道太田川駅北線 市道太田川駅前通 り線 市道太田川駅南線 及び拠点避難場所 へ連絡する市道

※避難者対象内の数字は、上段が地震・津波による避難者数。下段 [] がうち津波による避難者数

※避難者数は、津波避難対象地域内の町字別人口（住民基本台帳（平成27年（2015年）3月31日現在））＋従業者数（経済センサス（平成24年（2012年）調査））＋津波避難対象地域外の人口の15%の合計値

※避難場所の上段（ m ）が標高、下段が収容可能人数

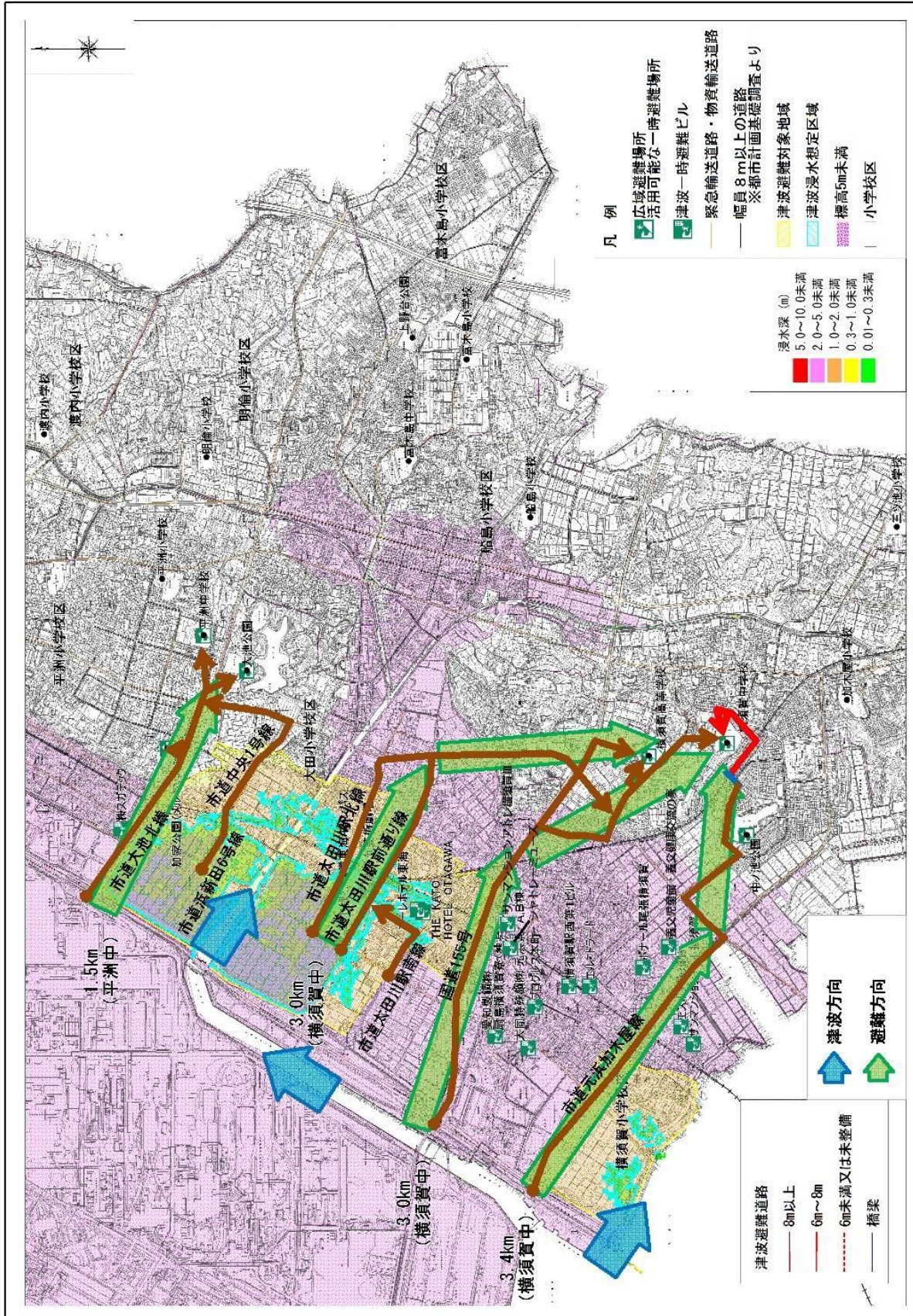
小学校区	津波避難対象地域	一時避難場所	広域避難場所		津波避難道路
			拠点避難所を併設する	拠点避難所を併設しない	
横須賀	高横須賀町の一部 2,885人 [1,685人]		横須賀中学校 (25.1m) 15,080人 横須賀高等学校 (8.5m) 16,570人		国道155号 市道元浜加木屋線 及び拠点避難場所へ連絡する市道
	養父町の一部 1,931人 [930人]	—	横須賀中学校 (25.1m) 15,080人	中ノ池公園 (21.7m) 1,750人	
計	26,429人 [18,453人]	6,180人	56,050人	6,580人	

※避難者対象内の数字は、上段が地震・津波による避難者数。下段 [] がうち津波による避難者数

※避難者数は、津波避難対象地域内の町字別人口（住民基本台帳（平成27年（2015年）3月31日現在））＋従業者数（経済センサス（平成24年（2012年）調査））＋津波避難対象地域外の人口の15%の合計値

※避難場所の上段（ m ）が標高、下段が収容可能人数

【広域避難場所・避難道路設定図(2/2)】



(4) 広域避難場所・避難道路での必要機能の確保

ア 広域避難場所

市は、指定した広域避難場所（拠点避難所を併設する）について、広域避難場所（拠点避難所を併設する）が備えるべき以下のような機能の維持・向上に努める。

■ 広域避難場所（拠点避難所を併設する）が備えるべき機能

- a. 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等の整備
- b. 広域避難場所（拠点避難所を併設する）の表示、入口等の明確化
- c. 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、食糧等の備蓄

参考：広域避難場所・活用できる一時避難場所の図記号



図記号の目的

- ・津波からの避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時に避難場所へ向かわせるもの。

日本工業規格：JIS Z 8210 案内用図記号

イ 津波避難道路

市は、指定した津波避難道路について、避難道路が備えるべき以下のような機能の維持・向上に努める。

■ 津波避難道路が備えるべき機能等

- a. 避難道路としての機能を発揮できる概ね最低 8～13m 以上の幅員の確保。ただし、現況で幅員が確保できない場所については、交通規制等により避難者の安全を確保。
- b. 沿道の特定建築物の耐震化の促進
- c. 円滑な避難に対応した避難誘導標識の設置
- d. 夜間の避難を考慮した夜間照明等の設置

※最低幅員の考え方は、「参考：避難道路幅員の考え方」参照

※沿道の特定建築物の考え方は、「参考：沿道の特定建築物の考え方」参照

参考：避難道路幅員の考え方

避難道路の幅員は、避難にかかわる最低限の通行可能性を考慮して、避難道路の避難者数に応じた幅員設定を以下のように行う。

落下物等による閉塞：A	2m（落下物片側 1m×2）
救助・消火活動等の幅員：B	4m
避難に必要な最小幅員：C	計画避難者数/避難歩行密度（1人/m ² ）/歩行速度（1.66 km/時）/避難時間（1.0時間） =（1,000～10,000人）/0.85/1,660m/1.03 = 0.7m～6.9m → 2m～7m（歩行者用幅員最低2mで設定）
最低幅員：A+B+C	約8～13m（2m+4m+2m～7m）

計画避難者：津波時の小学校区別の計画避難者数により想定。

歩行速度：東日本大震災の津波避難実態調査(国土交通省)での「乳幼児や高齢者など歩行速度が遅い同行者がいた人は1.66km/h」により想定。

避難時間：想定津波による津波到達予想時間（約90分）から避難準備時間（約39分）を減じた約51分により想定。

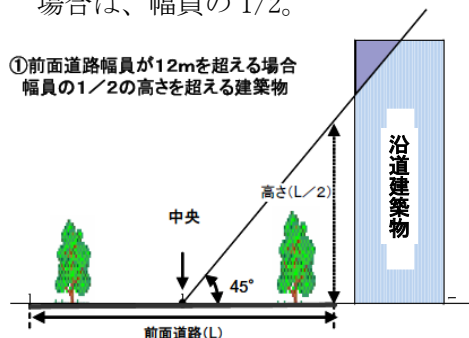
参考：沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の考え方

東海市建築物耐震改修促進計画において、「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道における通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震性の有無を把握しつつ、耐震性の低い建築物から優先的に、愛知県と連携し耐震化を図るものとしている。

東海市建築物耐震改修促進計画における通行障害既存耐震不適格の考え方は、以下のとおり。

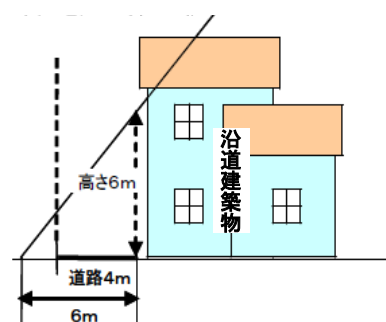
道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2。



道路幅員 12m 以下の場合

前面道路幅員が 12m 以下の場合は、6m。



■地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・愛知県で指定される第1次、第2次緊急輸送道路
- ・東海市で指定する災害対策用緊急輸送道路（第4次緊急輸送道路、物資輸送道路）

(5) 広域避難場所（拠点避難所を併設する）・避難道路での交通規制

ア 広域避難場所（拠点避難所を併設する）周辺

市は、津波発生時における混乱を防止し、避難を容易とするため、拠点避難所及び周辺道路の交通規制について、東海警察署と協議し、次のとおり可能な限り実施する。

■ 拠点避難所周辺の交通規制の考え方

- a. 拠点避難所周辺の幅員 3.5m 以上の道路は、200m 以内を駐車規制する。
- b. 拠点避難所周辺の幅員 3.5m 未満の道路は、原則として、車両通行禁止とする。
- c. 上記のほか、拠点避難所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者道路等により車両の通行を抑制する。

イ 津波避難道路

市は、発災時における混乱を防止し、避難者の安全を確保するため、津波避難道路の交通規制について、東海警察署と協議し、次のとおり可能な限り実施する。

■ 津波避難道路の交通規制の考え方

- a. 避難者の安全確保及び避難道路の機能を確保するため、原則として一般車両の津波浸水方向への通行を禁止するとともに、避難方向への通行を制限する。
- b. 避難道路の機能確保のため、必要に応じて以下の措置を行う。
 - ・ 放置車両の撤去
 - ・ 運転者に対する措置命令
 - ・ 障害物の除去

4 津波一時避難ビル

(1) 津波一時避難ビルの考え方

市は、避難行動要支援者や逃げ遅れた避難者等が、緊急かつ一時的に避難するため、以下の基準を満たす建物について津波一時避難ビル候補として選定し、その指定に努める。

■津波一時避難ビルの考え方

- a. 津波避難対象地域周辺に存在する建物
- b. 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の堅固な建物で、4階建て以上の施設
但し、4階建て未満の階層であっても本市の最大想定津波高 5メートルに 2.1メートル（建築基準法上の居室の最低天井高）を加えた 7.1メートルを超える床高を有する施設についても指定が可能なものとする
- c. 新耐震基準（昭和 56年（1981年）施行）に適合した施設、又は耐震改修済の施設
- d. 津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民等が自由に出入りできる施設（24時間対応可能な施設）

(2) 津波一時避難ビル候補の選定

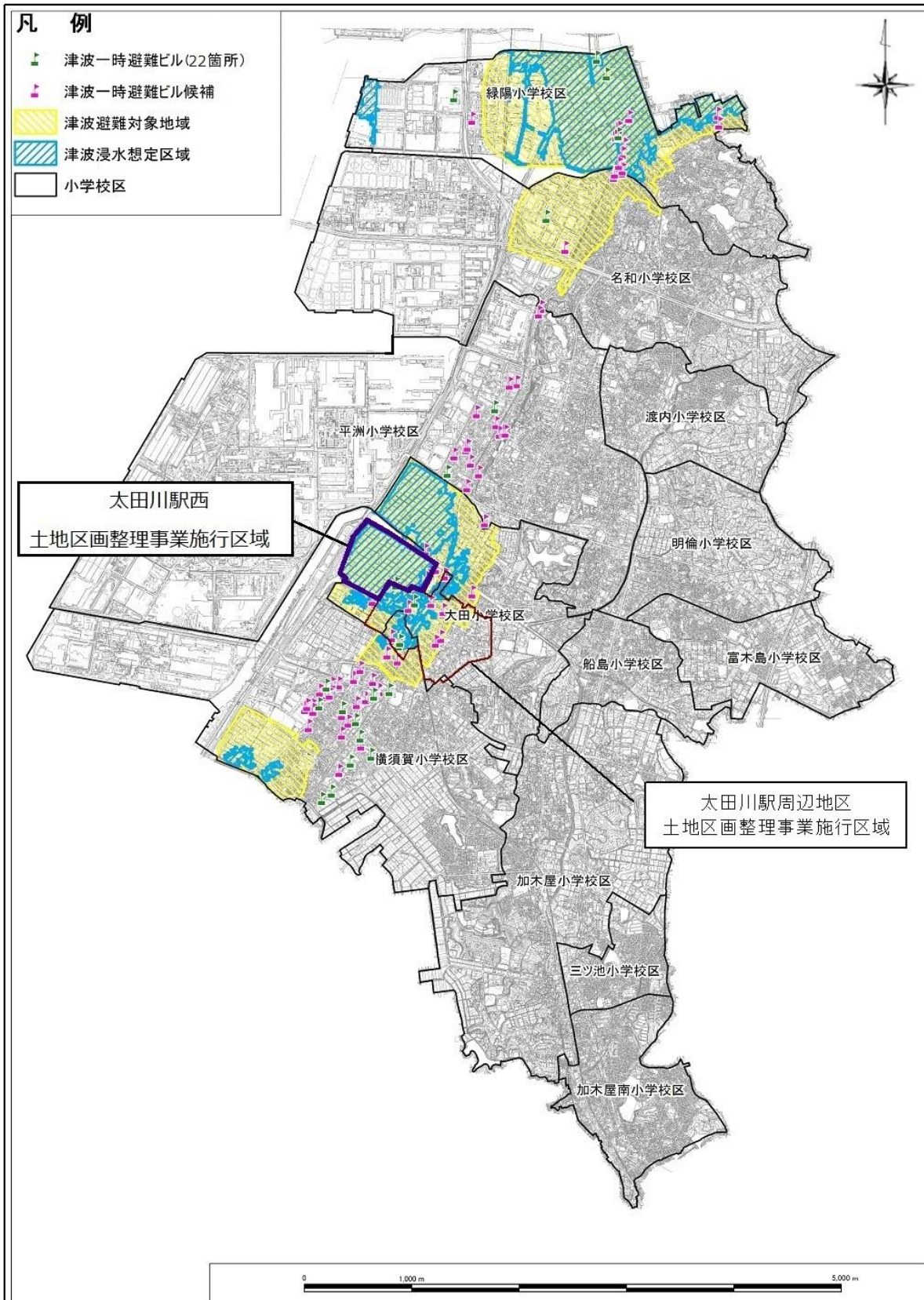
津波一時避難ビルの考え方にに基づき、津波一時避難ビル候補を以下のとおり選定した。

津波一時避難ビル候補は、鉄道駅周辺を中心に 73施設抽出される。用途は、共同住宅が 56施設と全体の 7割以上を占める。市は、津波浸水想定区域等を踏まえ、津波一時避難ビルの指定に努めるものとする。

【津波一時避難ビル候補の選定箇所】

小学校区	津波一時避難ビル候補		指定済箇所
	施設数	用途	
緑陽	11	共同住宅10、複合用途1	千鳥津波避難所 名和プラザホテル サワキビル 株式会社トヨタカスタマイジング&デ イベロップメント立体駐車場
名和	6	事務所等1、倉庫2、 共同住宅3	サンコーリサイクル株式会社
平洲	14	共同住宅11、複合用途3	山九株式会社東海支店 東海寮 株式会社スガテック 松雲寮
大田	12	共同住宅9、事務所等3	日本福祉大学東海キャンパス 東海市芸術劇場
横須賀	30	共同住宅20、社員寮3、 ホテル3、事務所2、 工場・作業所2	マーレホテル東海 ザ・カトーホテル シャトレーミューズ サンマンションアトレ横須賀Ⅲ 愛知製鋼株式会社 横須賀寮 大同特殊鋼株式会社 元浜寮 エスポア横須賀 サンマンションアトレ横須賀 エル・ドラード 横須賀駅西第1ビル プログレス本町 ボナール尾張横須賀 養父児童館・養父健康交流の家
計	73		

【津波一時避難ビル候補選定図】



(3) 津波一時避難ビルでの必要機能の確保

市は、指定した津波一時避難ビルについて、津波一時避難ビルが備えるべき以下のような機能の維持・向上に努める。

■津波一時避難ビルが備えるべき機能

a. 津波に対応した避難場所の表示、入口等の明確化

参考：津波一時避難ビルの図記号



図記号の目的

- ・避難行動要支援者や逃げ遅れた避難者等が、緊急かつ一時的に津波から避難するための津波一時避難ビルを示すもの

日本工業規格：JIS Z 8210 案内用図記号

(4) 津波一時避難ビル候補確保による避難場所充足の検証

津波避難対象地域の周辺にある津波一時避難ビル候補について、その指定を推進することにより、カバーエリアの確保が可能かどうかについて検証する。

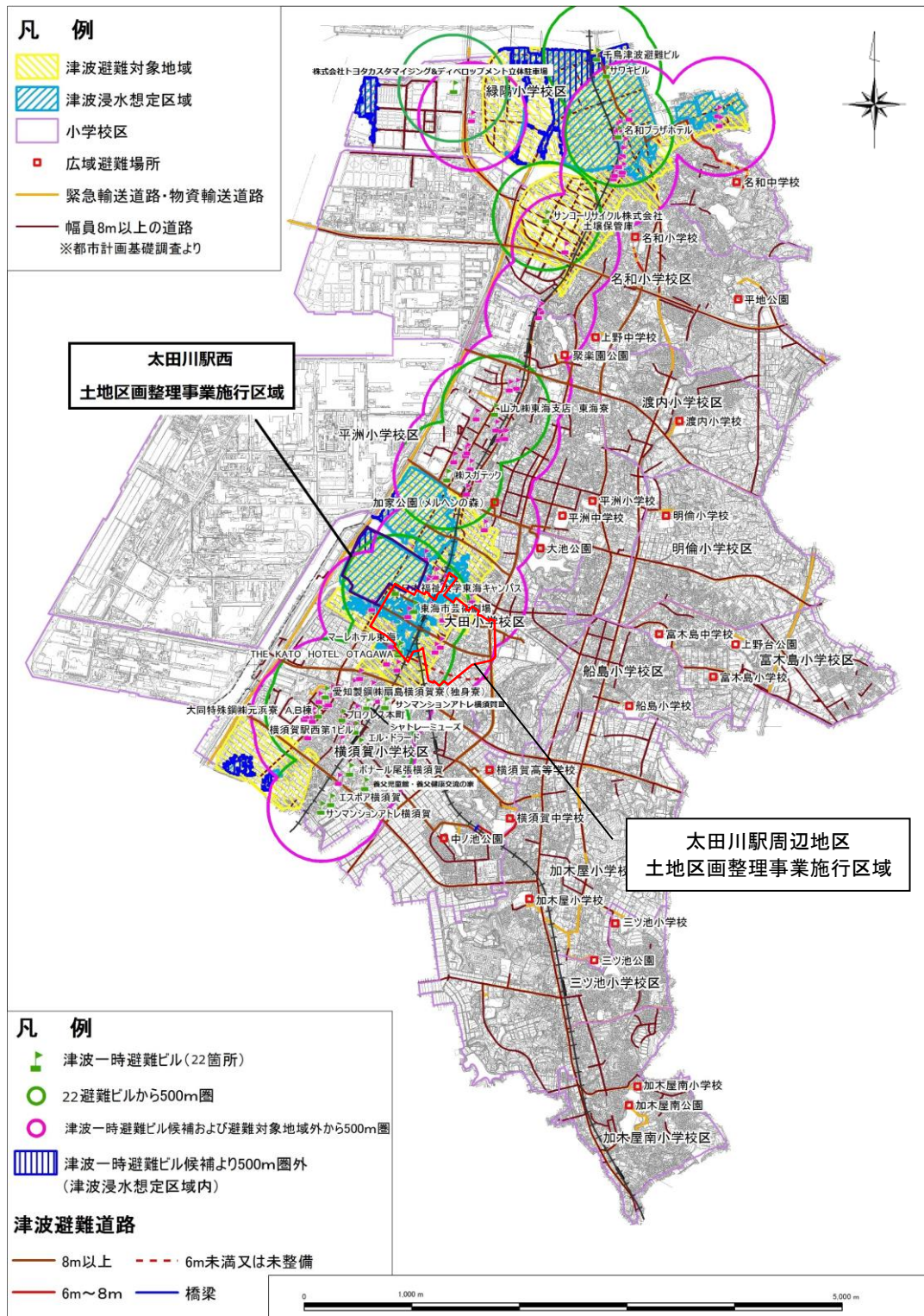
なお、津波一時避難ビル候補のカバーエリアは、東日本大震災の津波避難実態調査を基に、カバーエリアの直線半径を500mとした。

計算に活用した設定値は以下のとおりである。

項目	避難困難な同行者あり	設定の考え方
避難限界距離	800m	東日本大震災の津波避難実態調査(国土交通省) 「歩行困難な同行者がいた」人の9割は避難距離が800m以内
避難距離と直線距離の比	1.5	東日本大震災の津波避難実態調査(国土交通省) 徒歩における実測の避難距離423mに対し、直線距離282mと約1.5倍
カバーエリアの直線距離	500m	避難限界距離÷避難距離と直線距離の比 =800÷1.5 ≒500m

津波一時避難ビル候補を指定した場合には、堤内地のほとんどの地域で、津波一時避難ビル又は津波避難対象地域外から半径 500m圏（カバーエリア）内となる。しかし、天白川沿岸の一部地域については、津波浸水想定区域内に津波一時避難ビル候補となる施設が不足し、カバーエリア外となる。

【津波一時避難ビル候補による避難場所不足地域の解消状況】



5 避難方法

避難方法は、津波到達予想時間を考慮した徒歩での避難を原則とする。また、以下の理由等から自動車を利用して避難することは、できる限り避けるものとする。

■自動車利用を避ける理由

- a. 道路の損壊、道路上の障害物、津波避難に伴う放置車両により円滑な避難ができない可能性が高いこと
- b. 高台への交通集中、踏切遮断、信号機の作動停止等により、渋滞や交通事故のおそれが高いこと
- c. 自動車利用が徒歩による避難者の避難を妨げるおそれが高いこと
- d. 自動車の浮力により、津波に流される危険性があること

参考：地震及び津波災害時における自動車避難について

「交通の方法に関する教則」の一部改正（平成24年（2012年）3月21日施行）国家公安委員会

車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき（[改正前]避難のために車を使用しないこと。）

- ・ 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと
- ・ 津波から避難するためやむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること

やむを得ず自動車等を使用する際は、災害時に運転者がとるべき行動（車を置いて避難する際はできるだけ道路外の場所に移動するか、やむを得ないときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内のわかりやすい場所においておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと等）について、十分に注意する。

6 拠点避難所等

(1) 拠点避難所等の考え方

市は、地震・津波等により、住居等を失う等、継続して救助を必要とする市民に対し、以下の基準を満たす場所を拠点避難所等として活用する。

■ 拠点避難所の指定の考え方（東海市地域防災計画における「指定避難場所の指定」の考え方に準ずる）

- a. 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。
- b. 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次の通り確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者などに対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要専有面積＞

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な専有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた専有面積

（注）介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

又は、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

- c. 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。
- d. 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

(2) 拠点避難所等の活用

臨海部の5小学校区における拠点避難所等について、拠点避難所等の考え方に基づき、以下のとおり選定する。

【拠点避難所等】

小学校区	津波避難対象地域	拠点避難所・避難可能箇所			
		名称	標高(m)	収容可能人員	
				長期	短期
緑陽	南柴田町、名和町の一部	○名和中学校	22.6	340	1,020
		計		340	1,020
名和	名和町の一部 浅山町の一部	○名和小学校	25.0	291	875
		○上野中学校	20.7	360	1,080
		名和東保育園	14.8	27	85
		名和東児童館	8.8	20	61
		名和保育園	19.4	48	72
		名和児童館	9.1	21	65
		下名和公民館	10.4	34	106
		上野公民館	25.6	65	202
		計		866	2,546
平洲	—	○平洲小学校	15.7	291	875
		○平洲中学校	22.8	350	1,050
		平島公民館	9.2	34	107
		平洲児童館	8.7	20	64
		清水公民館	7.4	20	62
		平洲保育園	15.2	36	112
		木庭保育園	20.2	30	95
		木庭公民館	12.2	20	64
		農業センター	22.7	48	150
		計		849	2,579
大田	大田町の一部	○横須賀中学校	26.8	340	1,020
		商工センター	15.5	75	112
		木田福祉会館	21.7	20	64
		計		435	1,196
横須賀	高横須賀町の一部 養父町の一部	○横須賀中学校	26.8	340	1,020
		計		340	1,020

○は拠点避難所

※大田地区と横須賀地区の拠点避難所が重複しているため、収容可能人数は実際と異なるもの。

※横須賀高等学校は自動開設ではなく、市の要請により開設されるため、避難所としての開設に時間を要するもの。

【標高 5m 未満の予備拠点避難所及び避難可能箇所】

小学校区	津波災害に対応しない理由	標高 5m 未満の予備拠点避難所・避難可能箇所	
		名称	標高 (m)
緑陽	避難対象地域内	▲千鳥津波避難所 (千鳥健康交流の家)	0.2
		▲緑陽小学校	3.6
		一番畑保育園	2.3
		緑陽市民館	1.5
		緑陽児童館	4.1
名和	避難対象地域外で標高 5m 未満	上名和公民館	4.0
平洲	避難対象地域外で標高 5m 未満	▲加家公民館	1.6
大田	避難対象地域内	東海市芸術劇場	2 未満
		市民交流プラザ	2 未満
	避難対象地域外で標高 5m 未満	▲大田小学校	3.8
		▲東海商業高等学校	3.8
		大田市民館	4.1
		大田保育園	2.4
大田児童館	4.3		
横須賀	避難対象地域内	養父町公民館	3.1
	避難対象地域外で標高 5m 未満	▲横須賀小学校	2.7
		▲勤労センター	3.6
		市民体育館	2.7
		高横須賀公民館	4.0
		高横須賀保育園	1.8
		公家児童館	1.3
		文化センター	1.6
		横須賀公民館	3.1
		横須賀保育園	2.5
		養父保育園	2.9
		教員研修センター	2 未満
		横須賀図書館	2 未満
▲養父児童館・養父健康交流の家	2.6		

▲は予備拠点避難所

※千鳥津波避難所の 3 階以上及び養父児童館・養父健康交流の家の 3 階は被災直後でも避難可能

(3) 拠点避難所等での必要機能の確保

市は、指定した拠点避難所等について、避難所が備えるべき以下のような機能の維持・向上に努める。

■ 拠点避難所等が備えるべき機能

- a. テント、仮設トイレ、水、食糧、毛布等の整備
- b. 要配慮者にも配慮した施設・設備の整備
- c. 情報機器（伝達・収集）等の整備
- d. 運営事務機能（コピー機・パソコン等）の整備
- e. バックアップ設備（投光器、自家発電設備等）の点検・整備
- f. 発電燃料の備蓄

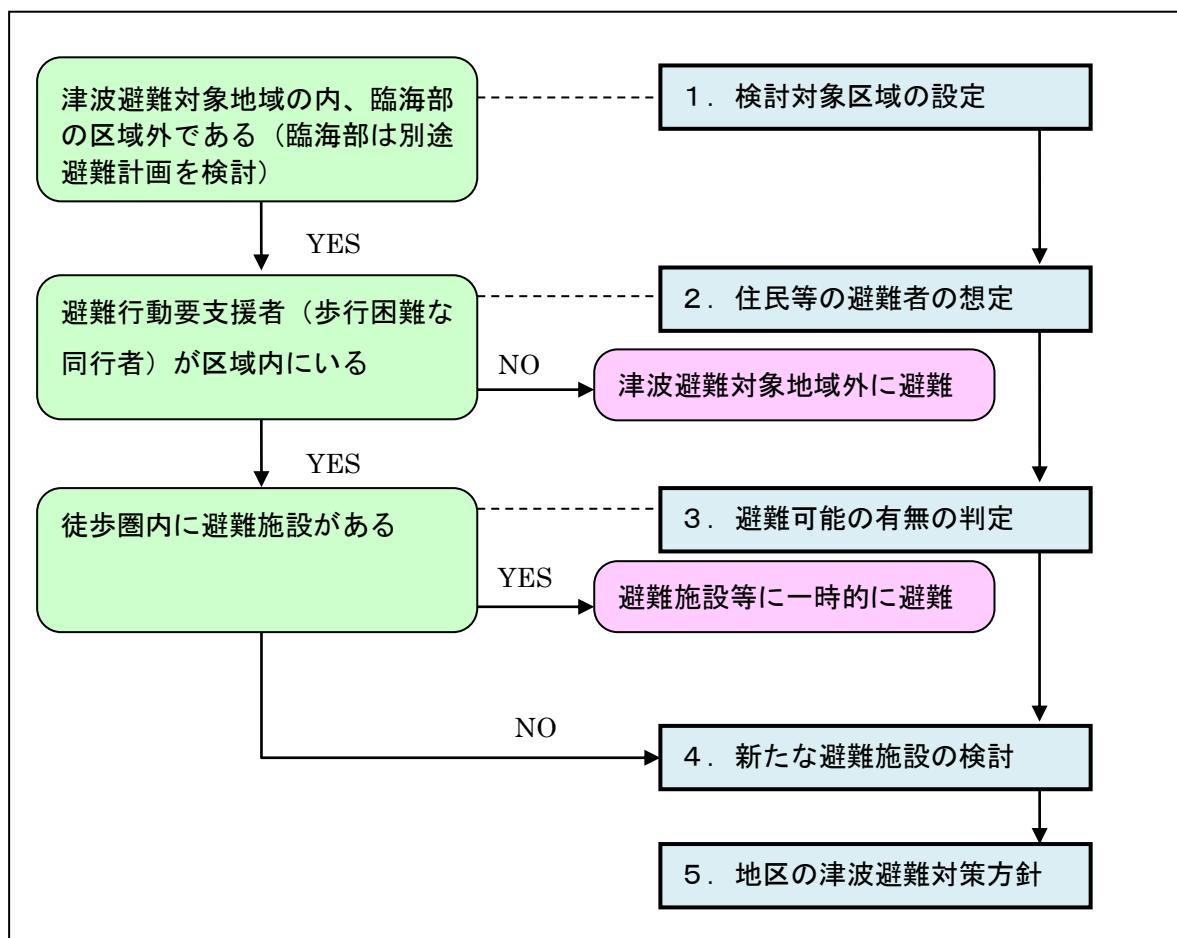
第2節 甚大な被害が想定される地区の避難計画（個別計画）

津波対策においては、人命保護を最優先に安全な地域への避難が基本となるが、避難時に歩行が困難な避難行動要支援者も存在する。

特に大きな浸水が想定される地域においては、避難できない場合、建築物自体が全壊・流失するリスクが高まることから、安全な避難場所への避難・救助が求められる。

「東日本大震災による被災現況調査結果（第1次報告）について（国土交通省）」では、浸水深 2m 前後で被災状況に大きな差があり、浸水深 2m 以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下することが報告されている。また、「避難情報に関するガイドライン（令和3年（2021年）5月 内閣府）」では、“東日本大震災の際には津波浸水深が 1.5～2.0m であっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であった”とあり、一定の浸水深を超える場合は、屋内での安全確保よりもできるだけ早い避難が必要となる。

このため、本市における津波避難対象地域について、津波の際の避難に支障が出る可能性のある避難行動要支援者を含め、住民等の命を守ることができるよう、以下の流れで避難計画（個別計画）について検討を行う。



※ここでいう臨海部とは、石油コンビナート等災害防止法に基づく「石油コンビナート等特別防災区域」に指定された臨海部の工業地域を指す。

I. 南柴田・名和地区

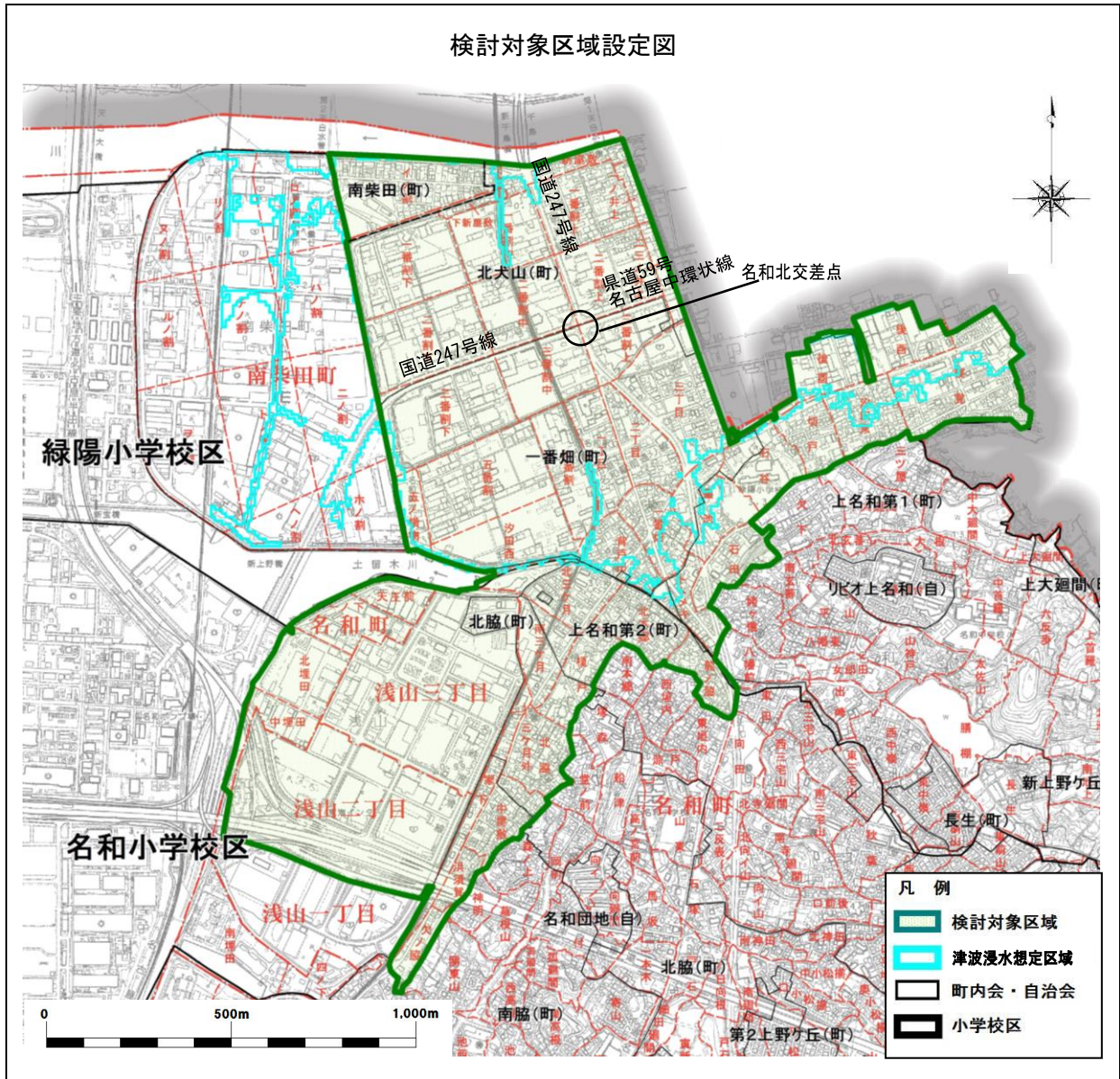
1 検討対象区域の設定

前述の検討の流れに基づき、以下のとおり、避難対象地域の内、イノ割を除く南柴田町の区域を除外した区域を検討対象区域として設定する。

【検討対象区域】

小学校区	面積 (ha)	想定 浸水深 (m)	町内会・自治会の 一部又は全部	町字	
				町	字
緑陽	129	～5	南柴田(町) 北犬山(町) 一番畑(町) 上名和第1(町)	南柴田町	イノ割
				名和町	新屋敷、下新屋敷、一ノ井上、一番割上、一番割中、一番割下、二三ノ井上、二番割上、二番割中、二番割下、三番割上、三番割中、三番割下、四番割、五番割、五ノ横物、一丁目、二丁目、三丁目、汐田西、背戸田、一番畑、トメキ、蓮池、石田、石谷、切戸、汐田東、寝覚、後酉
名和	79	～5	上名和第2(町) 北脇(町) 南脇(町)	名和町	北本郷、北三ヶ月、龍ノ脇、南三ヶ月、榎戸、北脇、三ヶ月外、中屋敷、家下、浜須賀、欠ノ脇、天王前、一ノ下、北埋田、中埋田
				浅山	二丁目、三丁目

検討対象区域設定図



2 住民等の避難者の想定

検討対象区域において、避難行動要支援者を含む住民等の避難者数の想定は以下のとおりである。

地区区分			住民等の避難者（人）		
小学校区	町名	字名	人口	避難行動要支援者等	
				登録者数	65歳以上世帯の人数
緑陽	南柴田町	イノ割	169	2	24
		新屋敷	75	0	5
	名和町	下新屋敷	12	0	1
		一ノ井上	39	2	3
		一番割上	354	3	24
		一番割中	2	0	0
		一番割下	4	0	0
		二三ノ井上	45	0	3
		二番割上	172	3	12
		二番割中	19	0	1
		二番割下	6	0	0
		三番割上	5	0	0
		三番割中	2	1	0
		三番割下	0	0	0
		四番割	11	0	1
		五番割	1	0	0
		五ノ横物	0	0	0
		一丁目	392	6	27
		二丁目	159	3	11
		三丁目	118	3	22
		汐田西	24	0	2
		背戸田	295	6	20
		一番畑	247	8	17
		トノメキ	115	5	8
		蓮池	149	2	10
		石田	175	2	12
		石谷	98	3	7
		切戸	206	3	14
		汐田東	355	3	25
	寝覚	939	9	65	
後酉	114	1	8		

地区区分			住民等の避難者（人）		
小学 校区	町名	字名	人口	避難行動要支援者等	
				登録者数	65歳以上 世帯の人数
名和	名和町	北本郷	239	5	24
		北三ヶ月	256	6	26
		龍ノ脇	83	3	8
		南三ヶ月	123	5	12
		榎戸	177	4	18
		北脇	225	5	22
		三ヶ月外	4	1	0
		中屋敷	193	5	19
		家下	67	2	7
		浜須賀	25	1	2
		欠ノ脇	22	1	2
		天王前	1	0	0
		一ノ下	0	0	0
		北埋田	0	0	0
		中埋田	0	0	0
	浅山町	二丁目	0	0	0
		三丁目	21	1	1
	合 計			5,738	104

住民等の避難者人口（住民基本台帳（平成27年（2015年）3月31日現在））

避難行動要支援者登録者（東海市災害時避難行動要支援者資料（平成27年（2015年）8月20日現在）から集計した登録件数）

※登録者数には高齢者を含むため、65歳以上世帯の人数と一部重複する者がある

65歳以上世帯の人数（平成22年（2010年）国勢調査から推計した高齢者のみ世帯の人数（単身以外の世帯を2名で推計））